

○守谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例

平成27年9月25日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供できる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年6月21日条例第18号)

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日条例第5号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (令和3年9月14日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年12月18日条例第27号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	守谷市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年守谷町条例第15号)及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例(平成19年守谷市条例第10号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

2 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	------------------------------------------------------------------

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	守谷市医療福祉費支給に関する条例及び守谷市すこやか医療費支給に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による母子健康手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37

		号) にいう知的障がい者に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は守谷市医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和58年守谷町規則第2号）第2条に規定する社会保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第

	73号) による児童手当又は特定給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当，障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金の支給に関する情報であって規則に定めるもの
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による年金の支給に関する情報であって規則に定めるもの
	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法

	(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2による健康増進事業に関する情報であって規則で定めるもの
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第2条第2項による公的給付の支給等に関する情報であって規則で定めるもの